令和3年度ダイオキシン類調査結果

1 環境調査結果

大気、水質、底質、地下水及び土壌について、前年度に引き続き、全ての地点で環境基準 を達成していました。

表 1 環境調査結果

	測定媒体			測 定 測 定 地点数 検体数		測 定		測定結果		環境	単位	備 考		
						最小値	最大値	基準	単位					
	大		気		5		2	0.0050	0. 017	0.6	pg-TEQ/m³	1 調査は、ダイオキシン類対 策特別措置法の規定に基づき、		
公		河	Ш	1	4	1	5	0. 024	0. 16		pg-TEQ/L	原特が指直法の規定に基づき、 県、国土交通省九州地方整備 局及び宮崎市が実施しました。 2 大気については、県は夏及 び冬の年2回、宮崎市は季節 毎に年4回調査を実施しまし た。		
共	水質	海	域		2		2	0.027	0.045	1				
用用		全	体	1	6	1	7	0.024	0. 16					
水	底質	河	Ш	1	2	1	3	0. 073	5. 9					
水域		海	域		2		2	0. 16	0. 22	150	pg-TEQ/g	3 調査結果における最小値及		
攻		全	体	1	4	1	5	0.073	5. 9			び最大値は、各調査地点の年 間平均値最小値及び最大値を 示します。		
	地下		水		7		7	0.022	0. 089	1	pg-TEQ/L			
	土	壌	襄	9	9	9	0.026	2.2	1,000	pg-TEQ/g	4 毒性等量(TEQ)の算出には、毒性等価係数(TEF)と			
												してWHO-TEF(2006)を適用し ました。		

2 発生源検査結果

- (1) 大気基準適用施設
 - ① 自主検査結果
 - ア 排出ガス

測定結果の報告があった施設については、全て排出基準以下でした。

イ ばいじん

測定結果の報告があった施設のうち、廃棄物焼却炉1施設が埋立処分基準である3ng-TEQ/gを超過していましたが、適正に処分されていることを確認しました。

ウ 燃え殻

測定結果の報告があった施設については、全て排出基準以下でした。

② 立入検査結果

立入検査した施設のうち、排出ガスが排出基準を超過した施設はありませんでした。

表 2 大気基準適用施設検査結果

特定施設の種類	検査媒体	<u>自主検3</u> 対 象	<u>全施設数</u> 報 告	立入検査 施設数
アルミニウム合金製造施設	排出ガス	1	1	1
	排出ガス		6 6	5
廃棄物焼却炉	ばいじん	6 6	5 6	
	燃え殻		6 2	

注)検査対象施設は、休止施設(4)を除く。

また、「ばいじん」については、6施設が測定不能施設であり、「燃え殻」については、2施設が測定不能施設となっています。

(2) 水質基準適用事業場

① 自主検査結果

測定結果の報告があった特定事業場については、全て排出基準以下でした。

② 立入検査結果

全ての特定事業場について、排出基準以下でした。

表 3 水質基準適用施設検査結果

特定施設の種類	検査媒体	<u>自主検査</u> 対 象	事業場数 報 告	立入検査 事業場数
硫酸塩パルプ漂白施設		1	1	1
廃棄物焼却炉に係る灰貯留施設	排出水	1	1	1
下水道終末処理施設	7年山小	3	3	1
共同排水処理施設		1	1	1